

(別紙1)農業支援サービス事業育成対策の概要(第2関係)

区分	事業内容及び補助対象経費	補助事業者	補助率	実施要件	実施期間	重要な変更
農業支援サービス事業育成対策	<p>本事業は、下記に掲げる経費であって、別紙2に掲げる経費に該当するものを補助するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業支援サービス事業のニーズ調査に要する経費</li> <li>・農業支援サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費</li> <li>・農業支援サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費</li> <li>・その他農業支援サービスの育成・普及に資する取組に要する経費</li> </ul>	<p>・新たに農業支援サービス事業を実施する者。ただし、本補助金による支援を受けられる期間は、一つの事業につき、同事業を開始してから最大で2年とする。</p>	<p>・定額(補助限度額1,500万円)</p>	<p>以下の要件を全て満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる農業支援サービス事業のいずれかを新たに実施すること</li> <li>(1)専門作業受注型 農業者の行う農作業を代行する取組(受委託契約の下で作業を代行するものに限る。)</li> <li>(2)機械設備供給型 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組</li> <li>(3)人材供給型 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組</li> <li>(4)データ分析型 農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌、ほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組</li> <li>(5)その他 (1)から(4)の取組のうち、いずれか2種類以上を組み合わせたサービスを提供する取組</li> </ul> <p>・事務手続を適正かつ効率的に行うための体制が整備されていること</p> <p>・交付申請書中の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組を実施すること(交付申請を行う際に、当該チェックシート(別紙4)を農産局長あてに提出すること。)</p>	<p>・1年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の変更</li> <li>・事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増額</li> <li>・事業費又は国庫補助金の30%を超える減</li> <li>・補助対象事業の中止又は廃止</li> </ul>